

福祉協力員研修

2014年2月8日

朝倉正彦

1. 最近の動き

生活困窮者自立支援法の成立

(2015年4月施行)

診療報酬改定(2014年4月実施)

地域医療の強化が狙い

介護保険制度2015年改正

キーワードは地域

2. 介護保険の概要について

生活困窮者自立支援法

生活困窮者に対して就労支援、一時金支給等を行って自立を助け、生活保護に陥るのを防ぐことを目的とする法律。

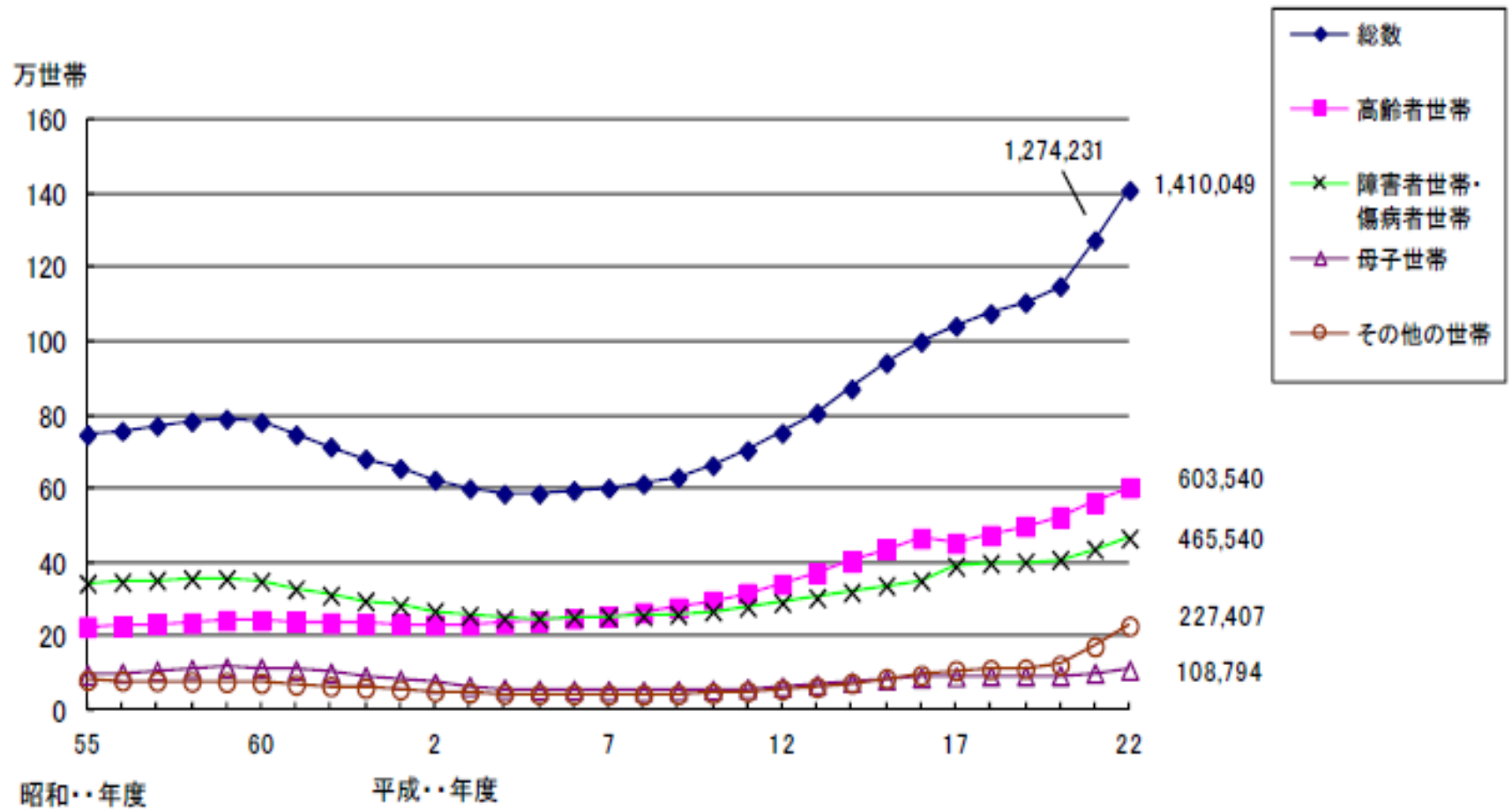
「官民協働による支援体制の構築」

～各自治体は地域の中の社協、NPO、民生委員等と連携・協働しながら計画の策定や支援を進めて行く～

背景は生活保護世帯の急増、稼働年齢受給者の増加
不正受給問題

ちなみに守谷市の平成23年度の集計では生活保護世帯数149世帯のうち高齢者世帯51、疾病・障害者世帯47、母子家庭13、その他38となっている。

図1 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)



介護保険制度改革

「2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を完成させる」が今後10年間の大目標

2015年介護保険制度の改正の方向性

1. 保険料は上がるでしょう
2. 要支援は介護保険から切り離し
3. デイサービスの重度化予防の重点化
4. 施設サービスの中～重度者への重点化
5. 定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護の普及促進のためのインセンティブ

1. 最近の動き～まとめ～

2025年問題という言葉の象徴される超高齢社会に備える行政の施策のキーワードは

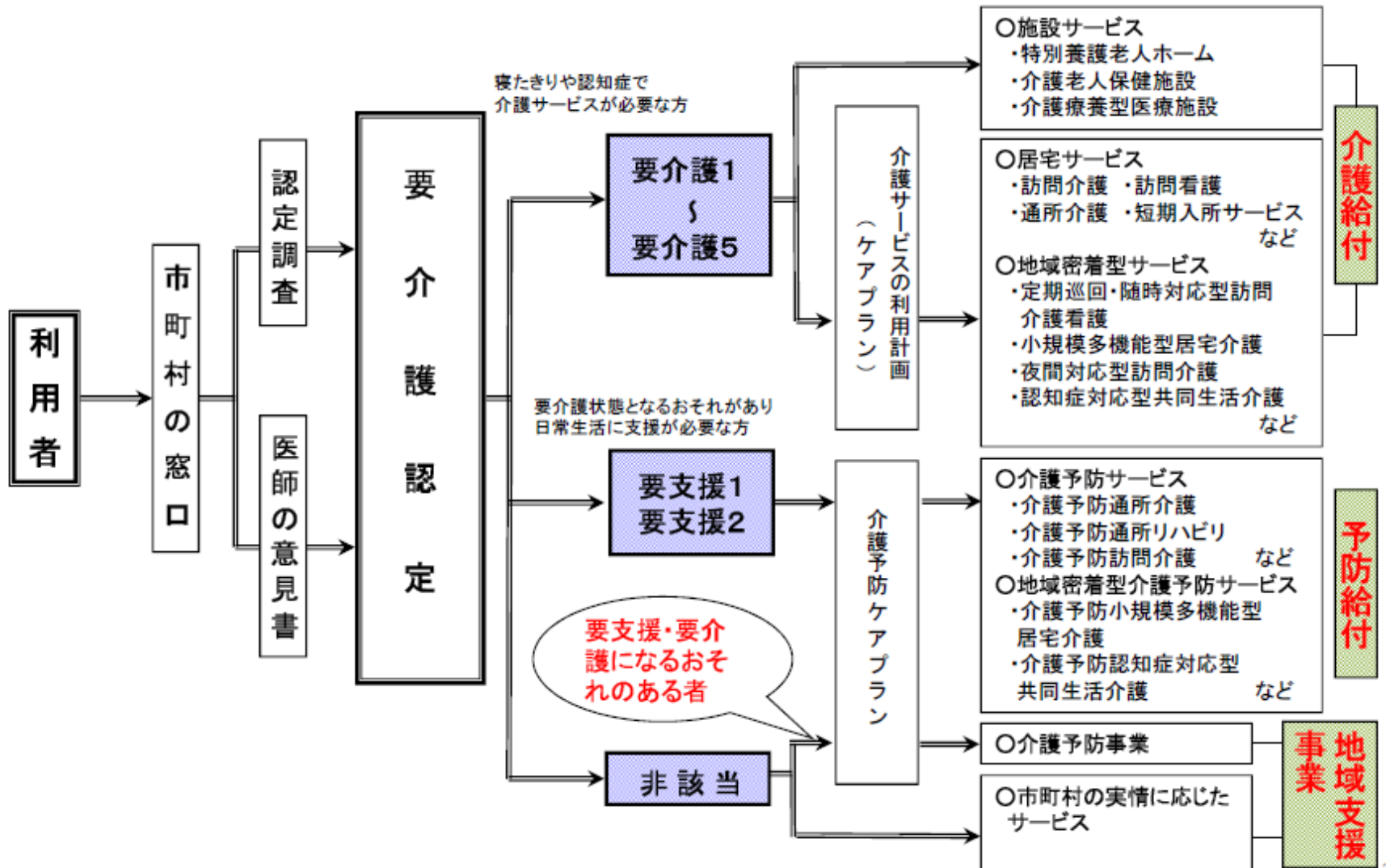
地域

体制を整え新しい制度をうまく利用できる地域
とそうでない地域では大きな差が出てくる

2. 介護保険の制度概要

- 保険者 守谷市
- 被保険者 65歳以上 1号被保険者
40～64歳 2号被保険者
- 医療保険は保険証があれば医療を受けられるが 介護保険は要介護認定の申請が必要
- 申請は本人ないし家族。書類は簡単。
- 申請から原則として1カ月で認定(要介護度決定)
- 要介護度に応じ、利用できる限度額があり、限度額の範囲では1割の自己負担で利用できる。
- ケアマネージャーがケアプラン作成
- サービス開始(申請日にさかのぼって適応)

介護サービスの利用の手続き



2号被保険者と特定疾患

1. がん[がん末期]
2. 関節リュウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症[ALS]
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺, 大脳基底核変性症及びパーキンソン病
[パーキンソン病関連疾患]
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症[ウェルナー症候群]
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害, 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービスの種類

◎地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)
- 地域密着型特定施設
入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護
- 複合型サービス

◎居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売

【通所サービス】

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護
- 福祉用具貸与

◎居宅介護支援

◎施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

◎地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

◎介護予防支援

◎介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売

【通所サービス】

- 介護予防通所介護(デイサービス)
- 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防福祉用具貸与

介護給付を行う
サービス

予防給付を行う
サービス

在宅サービス利用限度額

(居宅療養管理指導は別枠)

(特定福祉用具購入は別枠、年間10万円まで)

(居宅介護住宅改修は別枠、原則1回のみ20万まで)

要支援1	4万9700円	(地域包括がケアプラン作成)
要支援2	10万4000円	(地域包括がケアプラン作成)
要介護1	16万5800円	
要介護2	19万4800円	
要介護3	26万7500円	
要介護4	30万6000円	
要介護5	35万8300円	

介護保険サービスと住所地

住所地以外の事業者のサービスも受けられる。
但し、住宅改修、地域密着型施設の利用は不可。

住所地特例対象施設とは

特養、老健、介護療養型医療施設等に入所する場合は転入前の市町村が保険者になる。

地域密着型サービス;住所地にあるサービスしか利用できない

小規模多機能型居宅介護

(デイサービス、ショートステイ、訪問介護をきめ細かく行う)

複合型サービス

(上記に訪問看護のサービスが加わる)

グループホーム

地域密着型特養 など

守谷市の介護保険施設(1)

1. 訪問介護事業所(社協、すずらんなど5事業所)
2. 訪問入浴介護(アネシスのみ)
3. 訪問看護事業所(訪問看護ステーション4つ
及び*多数の病院、医院、歯科医院)
4. 訪問リハビリテーション事業所(59の医療機関)
5. 居宅療養管理指導事業所(医院、歯科医院、
保険薬局等多数)
6. 通所介護事業所(19事業所)

守谷市の介護保険施設(2)

7. 通所リハビリテーション事業所(8事業所)
8. 短期入所生活介護事業所(4事業所)
9. 短期入所療養介護事業所(2施設)
10. 特定施設入居者生活介護事業所

特定施設とは；介護付き有料老人ホーム、サービス付き
高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち特定
の要件を満たしている施設

該当施設なし

11. 居宅介護支援事業所(12事業所)
12. 介護予防支援事業所(1事業所)
13. 介護老人福祉施設(2事業所)

守谷市の介護保険施設(3)

14. 介護老人保健施設(1事業所)
15. 介護療養型医療施設(なし)
16. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(なし)*
17. 夜間対応型訪問介護事業所(なし)*
18. 認知症対応型通所介護事業所(なし)*
19. 小規模多機能型居宅介護事業所(なし)*
20. 認知症対応型共同生活介護事業所(4事業所)*
21. 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(なし)*
22. 地域密着型介護老人福祉施設(なし)*
23. 複合型サービス事業所(なし)*

2. 介護保険まとめ

1. 介護保険の分野でも地域の方が求められるようになる。
2. 地域密着型サービスの事業所の充実が必要

- 以下は参考スライド

以下は下記の資料から取った参考用スライドです。



公的介護保険制度の現状と今後の役割

平成25年

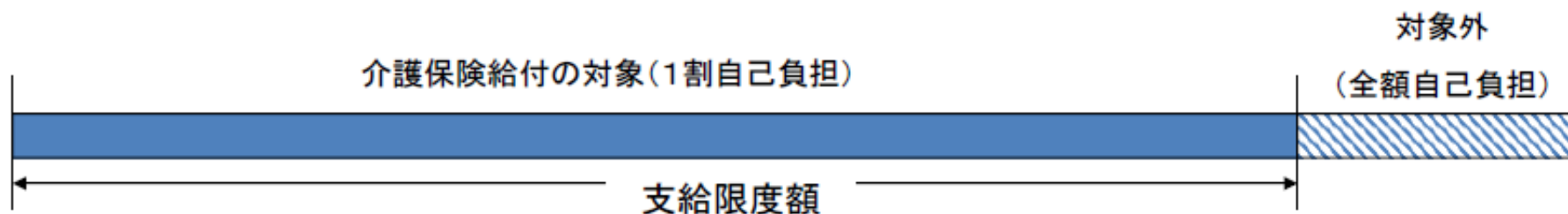
厚生労働省 老健局
総務課

詳しくご覧になりたい方は

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/dl/hoken.pdf

区分支給限度基準額

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。
→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担



- 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額	受給者1人当たり平均費用額	支給限度額に占める割合
要支援1	49,700(円)	23,240(円)	46.8%
要支援2	104,000(円)	42,020(円)	40.4%
要介護1	165,800(円)	74,240(円)	44.8%
要介護2	194,800(円)	101,680(円)	52.2%
要介護3	267,500(円)	151,180(円)	56.5%
要介護4	306,000(円)	184,380(円)	60.3%
要介護5	358,300(円)	225,220(円)	62.9%

(参考) 地域支援事業の概要

- 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容

(1)介護予防事業

- ア 二次予防事業（二次予防事業の対象者に対する事業）
- ・ 二次予防事業の対象者把握事業
 - ・ 通所型介護予防事業
 - ・ 訪問型介護予防事業
 - ・ 二次予防事業評価事業
- イ 一次予防事業（全ての第1号被保険者を対象とする事業）
- ・ 介護予防普及啓発事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ※ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成・支援 等
 - ・ 一次予防事業評価事業
- ※(3)を導入する市町村は、(3)の事業の中で実施

(2)包括的支援事業

- ア 介護予防ケアマネジメント業務
- イ 総合相談支援業務
- ※地域の高齢者の実態把握、生活支援サービスとの調整 等
- ウ 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
- エ 包括的・継続的マネジメント支援業務
- ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

(3)介護予防・日常生活支援総合事業(平成24年度創設)※導入は任意

- ア 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業
- ・ 予防サービス事業(通所型、訪問型等)
 - ・ 生活支援サービス事業(配食、見守り等)
 - ・ ケアマネジメント事業
 - ・ 二次予防事業対象者の把握事業
 - ・ 評価事業
- イ 一次予防事業

(4)任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、配食・見守り等

○地域支援事業の事業費

25' 623億円(国費)

市町村は、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定める。

※ 政令で事業費の上限を規定（市町村が介護保険事業計画に定める介護給付見込額に対する以下の割合を上限とする。）

地域支援事業	3.0%以内
「介護予防事業」又は「介護予防・日常生活支援総合事業」	2.0%以内
「包括的支援事業」+「任意事業」	2.0%以内

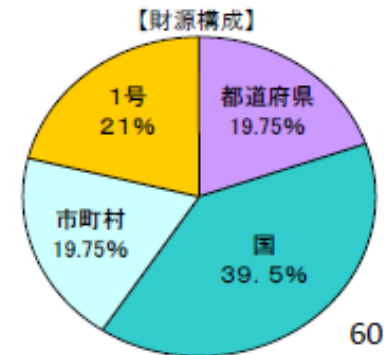
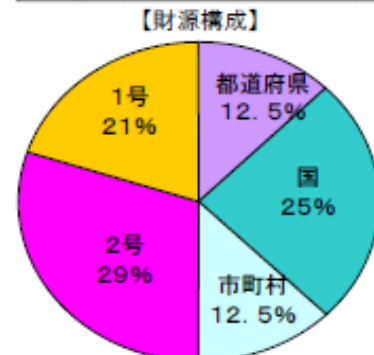
※ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村のうち厚生労働大臣の認定を受けたときは、上限の引上げが可能

地域支援事業	3.0%+1%以内
介護予防・日常生活支援総合事業	2.0%+1%以内
総合事業以外の事業	2.0%以内

○地域支援事業の財源構成

介護予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業

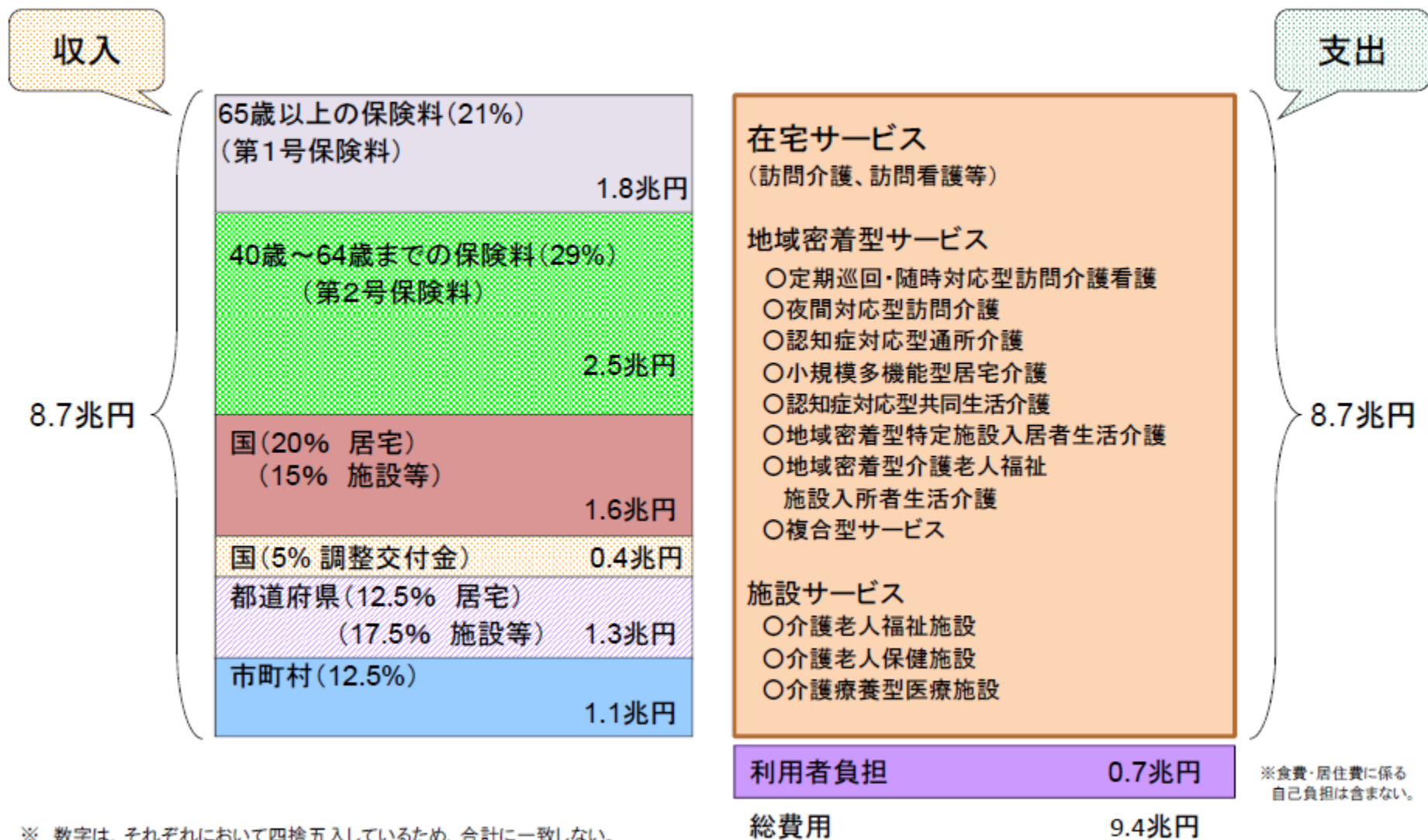
包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

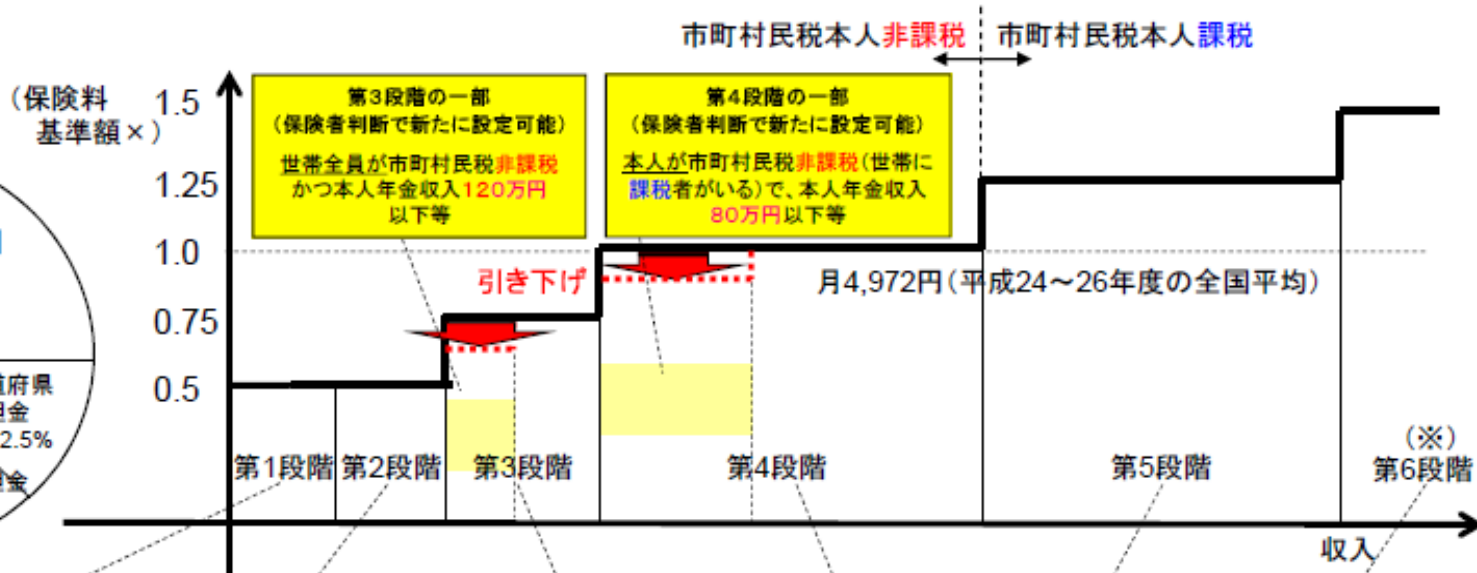
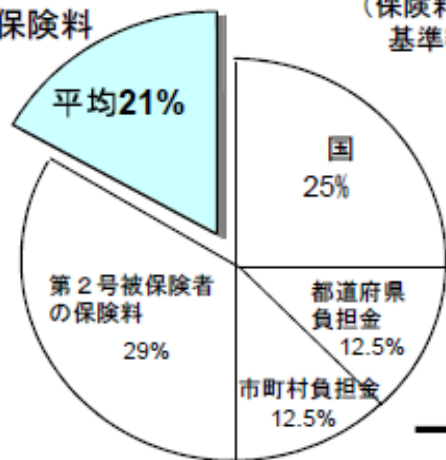
介護保険財政の全体像（平成25年度予算ベース）



介護保険の保険料（第1号被保険者）

- 市町村(保険者)は、介護保険給付費の約21%に相当する額を第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。(標準は6段階)

第1号被保険者の保険料



第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
生活保護受給者等	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円以下等	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円超等	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)等	市町村民税課税かつ基準所得金額190万円未満等	市町村民税課税かつ基準所得金額190万円以上

※ 第6段階については、市町村の判断で第7段階以上に多段階化が可能。